

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

**I 現状**

**(1) 地域の災害等リスク**

(洪水：ハザードマップ)

本市のハザードマップによると、武庫川水系武庫川において想定される最大規模の降雨による洪水が起こった場合に、本所が立地する市街地地域において、1mを超える浸水被害が広範囲で予想されており、本市市域の60%を超える範囲で浸水が予想されている。特に、武庫川に近い大庄地区や武庫地区では3m以上の浸水も予想されている。

また、淀川水系・蓬川水系において想定される最大規模の降雨による洪水が起こった場合に、本所が立地する市街地地域において、1mを超える浸水被害が広範囲で予想されており、本市市域の50%を超える範囲で浸水が予想されている。特に、猪名川・藻川に挟まれた園田地区では3m以上、猪名川を挟んでその東側に位置する戸ノ内地区では5m以上の浸水が、さらには神崎川西側に位置する杭瀬地区でも3mの浸水が予想されている。

(地震・津波：J-SHIS、ハザードマップ)

地震ハザードステーションの防災地図によると、本市は、今後30年間で震度6弱以上の地震が起こる確率が最も高い26~100%以上の地域に分類されており、特に、南海トラフ地震が発生した場合には、最大震度6強の揺れと津波の発生が想定されている。

本市のハザードマップによると、想定される最大の津波浸水区域は、尼崎閘門が効果を発揮し、津波を食い止めるものの、周辺の防潮堤が沈下して尼崎閘門の内側に海水が流入することにより、沿岸部からJR線以南（特に本庁地区、小田地区）にかけて広く浸水、さらに猪名川を遡上した津波は、河川堤防を越流し園田地区周辺にも浸水が広がることが想定されており、最高津波水位は海拔4.0mとされている。

本市のハザードマップにおいて、臨海部における津波避難対象地域、津波避難要注意地域には、大企業・中堅企業の製造業の工場が数多く立地している。

(その他)

平成30年9月の台風第21号では、本市でも高潮については尼崎港で過去最高潮位を記録し、臨海部の一部で越波による堤内地の浸水など被害が発生した。また、風の影響により市内全域で約10万軒の停電が発生した。

(感染症、サイバー攻撃等)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、本市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

また、本市は大手製造業のサプライチェーンを構成する中小製造業が多く集積しており、セキュリティ対策を講じていない工場に対するサイバー攻撃は事業停止といった自社だけの被害にとどまらず、ネットワークで繋がる発注元へも甚大な被害を及ぼすリスクがあることから、早急に対応する必要がある。

## (2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 16,695 社 (R3)
- ・小規模事業者数 10,447 社 (R3)

【内訳】 ※商工業者・小規模事業者数は概算

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考 (事業所の立地状況等)
製造業その他	3,443 社	2,658 社	市内各地に点在しているが、臨海部は地震時の津波被害想定地域であり、市北東部にある田能工業団地は猪名川洪水時の浸水想定地域である。
商業 (卸売・小売)	3,498 社	1,932 社	市内各地に点在しているが、主要駅付近に多く分布している。県道 13 号尼崎池田線 (産業道路) 周辺より西側は武庫川洪水時の浸水想定地域であり、同東側は猪名川・藻川洪水時の浸水想定地域である。
サービス業	9,754 社	5,857 社	市内各地に点在しているが、主要駅付近に広く立地している。県道 13 号尼崎池田線 (産業道路) 周辺より西側は武庫川洪水時の浸水想定地域であり、同東側は猪名川・藻川洪水時の浸水想定地域である。
合計	16,695 社	10,447 社	

## (3) これまでの取組

### 1) 本市の取組

- ・「尼崎市地域防災計画」の策定  
昭和 38 年度に策定されて以降、毎年検討を加え、適宜修正が行われているほか、総合計画の策定や見直しの時期とあわせて、概ね 10 年程度を目安に、社会情勢等の変化を考慮した大幅な修正が行われている。
- ・防災訓練の実施  
各防災関係機関や市民・企業等と連携協力して、総合防災訓練をはじめとした各種訓練が実施されている。
- ・防災備品の備蓄  
災害に備えて、避難所生活者の非常用食糧や生活必需品、資機材の備蓄が進められている。また、事業所等は、在勤者を対象とした 7 日分の非常用物資の備蓄に努めることとされている。
- ・「尼崎市新型インフルエンザ等対策行動計画」の策定  
新型インフルエンザ等の発生に備え、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護するとともに、市民の生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることとしている。
- ・「尼崎市強靱化計画」の策定  
狭義の「防災」分野だけでなく地域コミュニティや経済といった分野の他、災害予防や応急対策だけでなく復旧・復興といった視点も含んだ本市の国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に実施することとしている。

### 2) 本所の取組

- ・事業者 B C P に関する国の施策の周知  
市等と共催で、企業防災セミナーを開催し、ハザードマップや避難情報の理解を促している。
- ・事業者 B C P 策定セミナーの開催  
専門家等と連携し、B C P 策定セミナーを開催するとともに、日本商工会議所の「ビジネス総合保険制度」への加入促進を図っている。

- ・防災備品  
スコップ等の防災備品を設置するとともに、各職員にヘルメット、懐中電灯、防災グッズを配布。また、在勤者を対象とした7日分の非常食を備蓄している。
- ・防災訓練  
本所では、年2回商工会議所会館において避難訓練を実施している。

### 3) 事業継続力強化支援計画の実施状況

- ・事業者BCP策定セミナー  
令和4年度 2回  
令和5年度 1回  
令和7年度 3回
- ・事業者BCP策定個社支援  
令和5年度 8社  
令和6年度 2社  
令和7年度 2社

## II 本計画の策定及び実行にあたっての課題と対策

### 【課題】

本所においては、平成21年1月17日に「緊急対応計画」を策定。また、平成25年3月8日に「災害時対応マニュアル」を制定し、緊急時の取組や協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルを整備している。しかしながら、更新が不十分であり、BCPに沿った緊急対応のトレーニングが十分になされていないため、職員に緊急対応の知識・行動が行き届いていない。さらには、保険・共済に対する助言を行える経営指導員等平時・緊急時の対応を推進するノウハウを持った職員が不足している。

また、事業者BCP対策における取組について、セミナーの開催といった情報発信・啓発活動や介護事業者を対象としたBCP策定の個社支援を実施しているが、実績が十分であるとは言い難い。

### 【対策】

- ①事業継続力強化の取組状況については、経済産業省HPに掲載の事業継続力強化計画の認定事業者一覧や本所会員へのアンケートや聞き取り等で把握する。
- ②本市産業政策課、災害対策課、本会議所で年1回の協議会を開催し、本計画における災害リスクや支援の方針を決定する。また実施状況に応じて適切なタイミングで見直しを行うこととする。

## III 目標

- ・尼崎市市内小規模事業者に対し災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、本所と本市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時（「海外発生期」、「国内感染者発生期」、「国内感染拡大期」、「社内感染者発生期」に細分化）には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制強化、関係機関との連携体制を平時から構築する。

○成果目標

商工業者数	小規模事業者数	事業年度	策定目標（事業者数）		
			B C P セミナー開催回数	B C P 策定件数	事業継続力強化計画申請件数
16,695 社	10,447 社	R8	1	10	10
		R9	1	10	10
		R10	1	10	10
		R11	1	10	10
		R12	1	10	10

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

**(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間**（令和8年4月1日～令和13年3月31日）

**(2) 事業継続力強化支援事業の内容**

**1) 市内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況の把握**

- ・事業所巡回やセミナー開催時など様々な機会を捉えて市内小規模事業者の事業者 BCP の策定や取組み状況を確認する。

**2) 小規模事業者に対する事業継続力強化支援の内容**

- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、個社支援、小規模事業者に対する普及啓発セミナー（会員事業所以外も対象とする）や行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

**3) フォローアップ**

- ・支援した事業者の計画期間を把握し、計画期間終了後の計画の再策定・再申請へ繋げる指導を行う。

**4) 知見の共有及び事業継続力の底上げ**

- ・年に1回、所報（約5,000部）や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行うとともに、BCPの取組状況に関するアンケート調査を行う。

**5) 関係団体との連携**

- ・尼崎市内においては、尼崎商店連盟、協同組合尼崎工業会、兵庫県内においては、兵庫県商工会議所連合会と連携し、意見交換を行うとともに、施策の普及と事業者BCP策定の取組みを支援する。

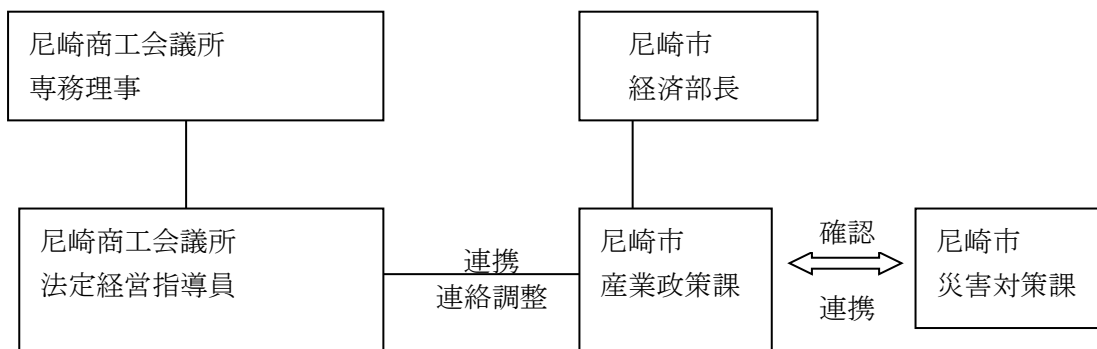
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和7年12月現在)

(1) 実施体制 (尼崎商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/尼崎市の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/尼崎商工会議所と尼崎市の共同体制/経営指導員の関与体制 等)



①都道府県及び関係市町村との連携体制

- ・本所、本市産業政策課・災害対策課が連携し、実情を踏まえた災害リスクを把握するとともに、本計画の支援方針を決定するため、年1回、連絡協議会を開催する。

②広域的な支援体制

なし

③商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制

- ・市内地区ごとに経営指導員・一般職員の担当を付けて普及啓発を行う。BCP策定支援を希望する事業者に対しては、地区担当の職員が必要に応じて法定経営指導員のフォローを得ながら対応する。
- ・保険加入促進については、必要に応じて会員事業所の損害保険代理店等に協力を仰ぎ、問合せがあり次第迅速に対応できる体制を構築する。

④定量的に実施状況を把握し評価を行う体制

- ・所内に設置する「伴走型支援会議(仮称)」において、BCP策定支援の進捗状況を定量的に把握し、効果測定を行う。

⑤経営指導員等の資質向上に係る体制

- ・本所職員向けに研修や勉強会等を開催し、防災・減災や保険、リスクファイナンスなど適宜専門知識の習得及び最新情報の収集に努める。

(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 福島 裕規(連絡先は後述(3)①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

③広域経営指導員の当否

経営指導員 福島 裕規は施行規則第2条第2項に規定する広域経営指導員に該当しない。

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①尼崎商工会議所（経営支援グループ）

〒660-0881 兵庫県尼崎市昭和通 3-96

TEL: 06-6411-2254

FAX: 06-6413-1156

E-mail: info@amacci.or.jp

②尼崎市（産業政策課）

〒660-8501 兵庫県尼崎市東七松町 1-23-1

TEL: 06-6489-6670

FAX: 06-6489-6491

E-mail: ama-keikatsu@city.amagasaki.hyogo.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	665	465	665	465	665
・ 専門家派遣	165	165	165	165	165
・ セミナー開催費	200	200	200	200	200
・ パンフ、チラシ作製費	100	100	100	100	100
・ 防災、感染症対策費	200		200		200

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、尼崎市補助金、兵庫県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

